

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）を改正することを勧告する。

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

（ 1 ）給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

（ 2 ）諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額を 269,300 円とすること。

(イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師および歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 50,200 円とすること。

イ 扶養手当について

配偶者に係る手当の月額を 13,500 円とすること。

ウ 住居手当について

自らの所有に係る住宅に居住する世帯主である職員に対する住居手当の支給月額を一律 3,000 円とすること。

エ 通勤手当について

(ア) 交通機関等利用者に対する通勤手当の額は、その者が利用する交通機関等に応じて 6 箇月を超えない範囲内で人事委員会規則で定める期間（以下「特定期間」という。）についての運賃等相当額（当該交通機関等が 2 以上である場合にあっては、それぞれの特定期間についての運賃等相当額の合計額）とすること。ただし、当該運賃等相当額を当該特定期間の月数で除して得た額（当該交通機関等が 2 以上である場合にあっては、それぞれの運賃等相当額をそれぞれの特定期間の月数で除して得た額を合算した額）が 55,000 円を超えるときは、当該額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額を 1 箇月当たりの通勤手当の額とすること。

(イ) 四輪の自動車以外の交通用具使用者に対する通勤手当の額を、使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満の場合は月額 20,900 円、片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満の場合は月額 21,800 円、片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満の場合は月額 22,700 円、片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満の場合は月額 23,600 円、片道 60 キロメートル以上の場合は月額 24,500 円とすること。

(ウ) 交通機関等と交通用具を併用する者の通勤手当の額についても、交通機関等利用者および

交通用具使用者と同様の改定を行うこと。なお、交通機関等と交通用具を併用する者で駅等の周辺の有料駐車場を併せて利用するものの通勤手当については、当該駐車場料金を1箇月当たり3,000円を限度として加算すること。

(I) 勤務地を異にする異動等に伴い通勤に特別急行列車等を利用することが必要となった職員等に対する通勤手当の額は、特定期間についての特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が20,000円に特定期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額)および(ア)の額または交通機関等と交通用具を併用する者の通勤手当の額の合計額とすること。

(オ) (ア)、(ウ)または(I)の通勤手当のうち特定期間に係る通勤手当は、特定期間の最初の月に係る人事委員会規則で定める日に支給すること。

(カ) (ア)、(ウ)または(I)の通勤手当を支給される職員について、特定期間において離職した場合その他の通勤の実情に変更が生じた場合で人事委員会規則で定める場合には、人事委員会規則で定める額を返納させることとすること。

オ 期末手当および期末特別手当について

(ア) 平成15年度の支給割合

a 平成15年12月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とし、同月に支給される期末特別手当の支給割合を1.6月分とすること。

b 再任用職員については、平成15年12月に支給される期末手当の支給割合を0.75月分とすること。

(イ) 平成16年度以降の支給割合

a 6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分および1.6月分とし、6月および12月に支給される期末特別手当の支給割合をそれぞれ1.6月分および1.7月分とすること。

b 再任用職員については、6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.75月分および0.85月分とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成15年度の支給割合

平成15年12月に支給される期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成16年度以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.6月分および1.7月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

ア 平成15年度の支給割合

平成 15 年 12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.6 月分とすること。

イ 平成 16 年度以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.6 月分および 1.7 月分とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

1 から 3 までの改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、1 の(2)のエおよびオの(イ)、2 の(2)のイならびに 3 の(2)のイについては、平成 16 年 4 月 1 日から実施すること。

(2) 平成 15 年 12 月に支給する期末手当および期末特別手当に関する特例措置

ア 平成 15 年 12 月に支給する期末手当または期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、期末手当基礎額または期末特別手当基礎額に、当該期末手当等の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基準額」という。）から、(ア)および(イ)に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当等は、支給しないこととすること。

(ア) 平成 15 年 4 月 1 日（その日の翌日以後に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）および教職調整額の月額合計額に 100 分の 1.09 を乗じて得た額に、同月から 1 から 3 までの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額（同年 4 月 1 日から当該実施の日の前日までの間において給料を支給しないこととされていた期間等がある職員にあつては、当該額から当該期間等を考慮して人事委員会規則で定める額を減じた額）

(イ) 平成 15 年 6 月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額または期末特別手当の額に 100 分の 1.09 を乗じて得た額

イ 平成 15 年 4 月 1 日から同年 12 月に支給する期末手当等の基準日までの間において給料表の適用を受けない県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。